

防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況への意見質問等のまとめ

前文	<p>瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育んできたまち、それが私たちの暮らす防府市です。</p> <p>今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります。</p> <p>そのためには、市民等が、自らの責任において参画するとともに、市民等、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。</p> <p>ここに、市民等、市議会そして行政の役割と責務を明確にし、自治の基本的なルールを明らかにするため、この条例を制定します。</p>		
	章	見出し	条文
第1章	総則	目的	第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等、市議会及び市長等の役割と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図ることを目的とします。
		位置付け	第2条 この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。
		定義	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 一 市民 市内に住所を有する人をいいます。 二 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 三 市長等 市長その他の執行機関をいいます。 四 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。 五 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。
第2章	自治の基本理念及び基本原則	基本理念	第4条 本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。 一 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。 二 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。 三 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。
		基本原則	第5条 本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。 一 市政は、二元代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。 二 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。
第3章	市民及び市民等	市民等の権利	第6条 市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。 二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。 三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。
		市民等の責務	第7条 市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。 二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。 三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。

防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況への意見質問等のまとめ

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	市の取組みに対する意見・質問等	左記に対する説明・回答		
第4章	市議会の役割と責務	第8条	1	市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。					
			2	市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。	政策討論会の実施 (H23 2回、H24 1回)				
					議会モニター制度の実施 (H23～)				
			3	市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	インターネット中継の開始 (H23～)	視聴状況や反響は分かるか。	当初は200～300件のアクセスがあった。録画したものを視聴される方もいる。		
						ケーブルでは放送しているか。	放送枠等の問題があり放送していない。		
						録画したものはいつでも見られるようになっているか。	市のホームページの防府市議会のページに掲載している。		
					議案に対する賛否を議員別に公表 (H23～)	賛否の公開は、何に記載されているのか。	議会広報誌(議会だより)のほか市のホームページの防府市議会のページに掲載されている。議案ごとに議員の賛否の一覧等を掲載している。		
					議会報告会の開催 (H23～)	報告会は何回開催されているのか。	年1回、全地区で開催している。平成25年度は5月に開催予定。		
						参加者数はどのくらいか。	1地区20～30人くらい。主に自治会長、社協の役員の方等が中心。		
						議員の方は分担して参加されているのか。	4班に分かれ行われている。		
						参加された議員の方の反応は。	参加された市民は議会の報告も聞かれたが、要望をたくさんされていた。		
						要望等をまとめたものは出ているか。	議会広報誌(議会だより)で出されている。		
					4	市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。	防府市議会基本条例の制定 (平成23年4月1日施行) 策定においてはパブリックコメント実施 H22(29人、127件)		
							防府市議会基本条例の一部改正 (平成24年4月1日施行) 「議案への賛否態度の公表」 「議会報告会の年1回以上の開催」 を明文化		
				議会報告会実施要綱の改正					
				防府市議会基本条例の検証(H25予定)					
	市議会議員の責務	第9条		市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。					
第5章	市長の役割と責務	第10条	1	市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。					

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	市の取組みに対する意見・質問等	左記に対する説明・回答
			2	市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。	各種職員研修の実施		
					一般研修 11種 (階層別研修:新採用、中堅職員、所属長課程外)	昔は千葉の研修センターや自治大学等で10日～1ヶ月くらいの研修があったが今もあるのか。	今も実施しており、毎年4～5人程度研修に行っている。
					専門・特別研修 8種 (接遇、会計事務等実務者課程外)		
					派遣研修 6種 (山口県人づくり財団、民間企業派遣、国県への派遣外)	民間企業派遣の派遣先はどういうところか。	平成20年度からブリヂストン、協和発酵、丸久、イズミなどのスーパーから始め、去年からはアパホテル、福祉施設(今年は2箇所)に行っている。4～9年目の主任・主任主事級の若手職員が必ず一度は行くことになっている。例年は十数人だが、だんだん増えて今年は候補者27人のうち、企業側との日程調整の結果18人が行く予定。研修期間も1ヶ月だけだったが、今は1ヶ月と2週間の2種類がある。
						民間企業派遣は必ず全員が行くのか。	市役所入所時に社会人枠採用や民間に1年以上経験がある人を除いて全員。
						市職員の自己啓発や研修など頑張っていることを市民は知らない。もっとオープンに職務以外で頑張っている顔や姿を外へ出した方がいい。出して見える化した方が透明感があり理解される。	
						学習とは学び習うこと。学ぶことは自分でできる。研修で教えてくれる人がいないから学べないではなく、どこで線を引くかが難しい。出張や研修は費用がかかるので、社内に図書館のような役立つ本をそろえ、各自で自由に読み、学習をするレベルアップの形もある。経験上、低コストだがこちらの方が身につき、レベルアップにつながる。	
						「市長は、～図らなければならない」というのは言わないとやらないのかという印象を受ける。自己啓発で自らスキルアップすること、会社側が研修を行うことも当たり前。時代でノウハウの吸収度が違い、自分で高めようとしないとスキルは高まらないので、研修を受けた件数だけでは意味がない。	
						過去に市民、NPO団体、市職員と一緒に研修する機会があった。忙しい中でも時間がある職員は来てくれるし、時期によっては忙しくてテーマの対象となる職員が来れないケースもあった。市職員が、市民やNPO団体と一緒に研修を受ける機会があったらいい。	今は機会があまりない。考えていかないといけない。
						市職員が自分の持っている力で問題解決や提案、調整とリーダーシップや役割を担ってもらい意味でのレベルアップのためいろいろなところとの横のネットワーク作りが課題。年齢層に応じて、いろいろな人の中で自分がどう課題を解決していくか。与えられた知識を学ぶではなく、今市の抱えている課題のテーマに従って、各課の職員と民間を入れたワークショップを行い、勉強する機会を作っていくと能力が高まっていくと思うので、機会を作るといい。まちづくり等やっていて、行政は提案を受けても後で検討なので、その場でどう改善していくかお互い知恵を出し合うと解決策につながる。調整力を高める意味でも幅広く研修の機会を捉えてもらいたい。	
						市役所を会社に例えると、市のいろいろなもの(観光地・会社・祭り等)は商品なので、市職員が市のことに興味を持ち、祭りに参加したり観光地の説明ができるよう、市を知ってもらう勉強をしていただきたい。	

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	市の取組みに対する意見・質問等	左記に対する説明・回答
						<p>県域の複数のNPOに市役所の人結構いるが、結局、人によると思う。自己啓発をしたくなるという意欲を持たせる働きかけが大事。いろいろなところつなると、いい仕事ができるということ周知し、意欲を持たせることも大事。職員の人数が減り、職務の負担も増え自己啓発をする時間が難しいがバランスだと思う。</p> <p>人が減るのはどこの会社でも一緒に、一人ひとりのスキルをあげていかないと状況に太刀打ちできないので、民間では身銭を切って研修してぎりぎり支えている。民間研修でそういう背景も吸収してもらえたらうれしい。防府市をアピールできる観光や産物のエキスパートを育てる研修があったら、魅力的なメンバーが揃っていい。</p> <p>条文ができた結果、研修を始めることになったのか。条例ができてよかったこと、悪かったことや条例により取組みがされ、市政に役立つようになった等、取組み方をチェックできたらいい。今までやってきたことが、条例の中で体系化されたということはあると思う。</p> <p>毎年200人近くの市や町の職員研修をしているが、若い職員は広い視野を持っていないと感じる。税収が減り、職員一人ひとりの能力に高い質を求められている時代なので、能力の質を向上させる研修を民間と一緒にする仕組みをこの条例を機会に作ってほしい。講座を公開型にし、市民と市職員が一緒に受け、グループに分けたワークショップでまちづくりの課題について話し合えないと一人ひとりの能力を高めていけないので、この条例を機会に仕組みを作っていただきたい。OJTで自治体職員として能力を磨いていくしかないので、研修事業についても検討し、条例に基づいて新しい仕組みができたこと市民にアピールできるようなものができたらいい。</p>	
						<p>新入職員へのOJTはあるか。</p>	<p>新入職員の入った全所属長及び係長に対し、部下の指導に関するテキストを配布している。</p>
						<p>最初に新入職員が集まってする研修はあるか。</p>	<p>入所直後に3日間の研修を実施しており、その後、1年目の春と秋に3日間の研修を実施している。今年度から夏に1日研修を追加する予定である。今の市長から国への派遣や民間派遣研修、勤務時間後に各課の職員が講師となり業務を教える暮れ六つトライアングルセミナーという研修も行っている。今後もいろいろな形で意識改革をやっていき、新たな視野を広げるためにNPO団体や民間の会社との研修も必要と思う。</p>
	執行機関の役割と責務	第11条		市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。			
	市の職員の責務	第12条	1	市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。			
2			市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	自己啓発研修支援の実施 5種 (先進地視察、通信教育、自主研究外)	<p>自主研究に対しては昔は互助会から補助金を出していたが今もあるのか。</p>	<p>現在も同様な補助制度はあるが、同じ研究はできないので数は減ってきている。</p>	
					<p>通信教育や自主研究はどのような内容か。</p>	<p>通信教育専門の会社から冊子を取りよせ、職員課が選んだ講座の中から希望者が講座を選び受講する。接遇、ビジネスマナー、行政実務等、いろいろな講座がある。</p>	
					<p>どのくらいの割合の職員が受けるのか。</p>	<p>通信教育の受講者は少ない。</p>	
						<p>市の職員数は何人か。</p>	<p>一般職で約650人(保育士、保健師含む)</p>

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	市の取組みに対する意見・質問等	左記に対する説明・回答
第6章	総合計画	第13条	1	市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」といいます。)は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。	第四次防府市総合計画 「防府まちづくりプラン2020」 計画期間 2011-2020		
			2	総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。	市民アンケート実施 (平成21年1月 対象5,000人 有効回答2,479人)	条例策定まではアンケートなどを実施しているが、時代の流れにより見直す必要のある項目が出てきたなど負の部分を出し、推進段階で進捗状況や過程を市民に知らせる方策をとると条例がもっと生きてくる。策定後の動きを開示していく方法を考えてほしい。	できていない部分の検証については、市のホームページにて行政評価を公表しているのので、確認をお願いします。
					高校生アンケート実施 (平成21年6月 対象663人 有効回答663人)		
					「防府市まちづくり委員会」の設置 (公募委員の数 第3次 4人 → 第4次 10人)		
			3	市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。	行政評価の実施により各事業の進捗状況を把握し、計画的な事業の実施に努めている	評価には行政だけでなく第三者委員会など一般の人を入れられないか。	将来的にはそういう方法も検討していきたい。
4	市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。	個別計画を策定する主管課において総合計画との整合性を図っている	人口が減っていくのに市が今作っている道路は、必要なのか。総合計画との整合性は確認等とれているか。 必要などが優先される、論理に基づいた優先順位を論議される場を作ってほしい。	道路計画どおりに進めることは難しく必要などから作っている。都市計画道路に関しては見直しを行っている。これからは橋や建物などの維持管理の方へ(インフラ整備)大きく見直しをせざるを得なくなっている。			
第7章	市長等の組織	第14条		市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。	組織機構の一部見直しを実施(消費生活センターの設置、上下水道の統合、高齢福祉課・障害福祉課等)		
			情報の提供及び公開	第15条	1	市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。	広報紙、市ホームページ、パンフレット等の全戸配布、説明会の実施等 提言の公表 (H22 43件、H23 50件、H24 41件) 陳情・要望の公表 (H22 15件、H23 18件、H24 6件) 市民の声の公表に関する取扱要領 (平成20年4月1日施行)
	2	市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。			情報公開請求の公開可否等の決定 (H22 74件、H23 56件、H24 89件)		
	3	情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。			防府市情報公開条例 (平成11年1月1日施行)		
個人情報の保護	第16条	1	市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。	個人情報開示請求の開示・不開示等の決定(H22 2件、H23 5件、H24 32件) 簡易開示請求件数 (H22 36件、H23 37件、H24 34件) 防府市個人情報保護条例第17条の規定により実施(採用試験の成績) 訂正等の請求 0件			

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	市の取組みに対する意見・質問等	左記に対する説明・回答
	説明責任と 応答責任	第17条	2	個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めま	防府市個人情報保護条例 (平成16年4月1日施行)		
1			市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。	パブリックコメント、出前講座、行政評価等の実施や公表			
2			市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	わたしの提言箱回答 (H22 20件、H23 15件、H24 25件) 市長への提言箱回答 (H22 25件、H23 36件、H24 26件) 陳情要望回答 (H22 17件、H23 18件、H24 5件) 要望等に関する処理要領 (平成19年10月1日実施)			
	行政評価	第18条	1	市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。	行政評価の実施及び行政評価調書の公表(H23～)	防府市自治基本条例ができたことで見直しをしたり、新たに取組んだ項目はあるか。	第14条以降の条項は、市民参画懇話会からの提言の際、行政運営をするうえで盛り込むべき事項として挙がり、それを踏まえ条例として可決された。これらは、条例ができたからではなく、条例施行の平成22年度より前からほとんどのものは取り組んでいた。 「基本条例」なので元々行っていたことを規定している。防府市自治基本条例に基づいて何かを劇的に変えるということではなく、足りない部分を整備していくということ。新しい取り組みとなる行政評価については、防府市自治基本条例と平行して準備はしていたが、施行に伴い公表に踏み切った。PDCAサイクルは庁内ではやっていた。ただ、今公表している内容は必要に応じて見直す。
2			市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。	行政評価の結果を基に各課において事業内容の見直しを行う			
	行政手続	第19条	1	市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。	各課備え付けの審査基準、処分基準の整理指導等 H24年度 法務推進課設置		
2			行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。	行政手続条例(平成9年4月1日施行)			
	法令遵守	第20条		市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。	課題解決に向けて各課への支援を実施		
			顧問弁護士への法律相談の実施				
			不当要求防止責任者講習の実施				
			H24年度 法務推進課設置				
	公益通報	第21条	1	市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。	報告件数 0件		
2			公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。	防府市職員等公益通報実施要綱 (平成18年4月1日)			

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	市の取組みに対する意見・質問等	左記に対する説明・回答
	政策法務	第22条		市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。	法務推進課による条例及び規則の審査等	防府市自治基本条例とその他の条例や規則との整合性をチェックしているか。	条例や規則の適法性や妥当性を考えて、審査している。今後も既存の条例や規則等との適合性を強く意識してチェックしていく。
						チェックしていくことで条例の良し悪しは蓄積されていく。	防府市自治基本条例は、個別の条例や規則のあり方を考える上で、大きな基準になるので意識して審査をしないといけない。個別の条例を考えると、防府市自治基本条例のあり方の問題も出てくるかもしれないので双方向があり得ると思う。
						防府市自治基本条例は行動指針だと思うが、他の条例と照らし合わせて問題点があれば見直していかなければならない。専門の課ができたのなら、表などで逐一チェックをしていくべき。	そういったことをシステムチェックにできないかと考えており、やり方についても今後考えていく。
					新規に制定された条例の件数 H21 3件、H22 6件 H23 3件、H24 19件	平成24年度に条例制定件数が19件に突然増えているのはなぜか。	平成24年度に地域主権改革があり、権限委譲や義務付け・枠付けの廃止により増えた。国の法律の基準が、政令・省令に定めてあり、行政はそれに基づいて執行しなければならないが、それまで国で一律に決まっていた基準の一部を、自治体が地域の実情に応じて柔軟に決められるようにするため、県や市の条例で自主的に定められるようになった。それにより、平成24年度の19件中、地域主権改革によるものが13件、それ以外のものは6件となった。
	危機管理	第23条		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	防災危機管理専門官の配置(H22～)		
					災害対策本部体制や情報伝達体制の見直し(H22)		
					防災訓練の実施(H22～)		
					国民保護計画の見直し(H23)		
					県及び市町相互間の災害時応援協定書の締結(H23)		
					市民防災の日特別講演会の開催(H23～)		